

定教第33号議案

神奈川県立学校職員の人事評価に関する規則の一部を
改正する規則

別紙（案）のとおり

令和8年9月1日提出

神奈川県教育委員会

教育長 花 田 忠 雄

（提案理由）

県立学校の組織的・機動的な学校運営体制の更なる充実を図ることを目的に、総括教諭と教諭等の間に、新たな職として主務教諭を置くことに伴い、神奈川県立学校職員の人事評価に関する規則について所要の改正をいたしたく提案するものです。

(案)

神奈川県立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則

神奈川県立学校職員の人事評価に関する規則（平成15年神奈川県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第5条の表総括教諭に係る項中「総括教諭」の次に「、主務教諭」を加える。

附 則

この規則は、令和9年4月1日から施行する。

新旧対照表

○ 神奈川県立学校職員の人事評価に関する規則

新			旧		
第1条～第4条（略） （評価者）			第1条～第4条（略） （評価者）		
第5条 人事評価は、次の表の左欄に掲げる評価対象者の区分に応じ、それぞれ同表中欄に掲げる助言指導者及び同表右欄に掲げる観察指導者が行う。			第5条 人事評価は、次の表の左欄に掲げる評価対象者の区分に応じ、それぞれ同表中欄に掲げる助言指導者及び同表右欄に掲げる観察指導者が行う。		
評価対象者の区分	助言指導者	観察指導者	評価対象者の区分	助言指導者	観察指導者
校長	行政部教職員 人事課長	行政部長	校長	行政部教職員 人事課長	行政部長
副校長、教頭、船長	校長	行政部教職員 人事課長	副校長、教頭、船長	校長	行政部教職員 人事課長
総括事務長、事務長	校長	総務室長	総括事務長、事務長	校長	総務室長
総括教諭、主務教諭、 教諭、養護教諭、栄養 教諭、助教諭、養護助 教諭、講師、実習助 手、寄宿舍指導員、学 校栄養職員	副校長又は教 頭	校長	総括教諭、主務教諭、 教諭、養護教諭、栄養 教諭、助教諭、養護助 教諭、講師、実習助 手、寄宿舍指導員、学 校栄養職員	副校長又は教 頭	校長
船員	船長	校長	船員	船長	校長
事務職員（総括事務 長、事務長を除 く。）、現業職員	事務長又は総 括事務長	校長	事務職員（総括事務 長、事務長を除 く。）、現業職員	事務長又は総 括事務長	校長
第6条～第13条（略）			第6条～第13条（略）		

神奈川県立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則の概要

1 改正の趣旨

県立学校の組織的・機動的な学校運営体制の更なる充実を図ることを目的に、総括教諭と教諭等の間に、学校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う新たな職として「主務教諭」を置くことに伴い、所要の改正を行う。

2 改正の内容

人事評価の評価対象者の区分に、主務教諭を加える。（第5条関係）

3 施行期日

令和9年4月1日